

9月28日～10月2日

補充選挙人名簿の

登録申請手続

十月十五日におこなわれる初代勝山市長の選挙には基本選挙人名簿と今回新たに調整する補充選挙人名簿が使用されます。

①基本選挙人名簿は昭和二十八年九月十五日現在でつくられたもので

「昭和八年十二月二十一日迄に生れた者で昨年九月十五日現在で引続き当市内に三ヶ月以上住んでいる者」が載っており、補充選挙人名簿は基本選挙人名簿に載っていない次に掲げる者から申請によつてつくられるものであります。

折角選挙の資格があつても九月二十八日より十月二日までに申請手続をしなかつた者は登録されませんから必ず申請して下さい。

②補充選挙人名簿の登録申請をしなければならぬ者
一、昭和八年十二月二十二日から昭和九年九月二十八日までを生れた者で昭和二十九年七月十六日以前から引続き当市内に住居している日本国民

二、右以外の成年者で昭和二十八年九月十六日より昭和二十九年七月十六日まで他市町村より当市内に住居を移され引続き住居している日本国民

三、基本選挙人名簿に登録されるべき者で載っていない者

申請期間

九月二十八日から十月二日まで

登録申請方法

所定の様式による申請書を市選挙管理委員会に提出しなければなりません。申請書用紙は市役所及び各支所で準備してありますから申請しようとする人は必ず定められた期間内に印鑑御持参の上市役所又は各支所にお出下さい。

補充名簿に登録しない者

- 1 禁治産者及び准禁治産者
- 2 懲役又は禁錮刑に処せられ服役中又は執行猶予中の者
- 3 選挙関係の刑罰により被選挙権をなくした者

③補充名簿の縦覧期間及び異議申立期間
昭和二十九年十月六日から十月十日までの五日間

名簿の決定期日

昭和二十九年十月十二日

④補充名簿に関する異議の申立
補充名簿に脱漏又は誤記がある場合は縦覧期間中に限り文書による異議の申立が認められます。

以上の通り大略を申し上げましたが、選挙人名簿登録申請の怠慢こそ選挙権を放棄することになり市民に与えられた義務と責任を果さないばかりでなく、勝山市民として

最も恥ずべき行為と言わなければなりません。市民の皆さん！どうか期日を間違わずに必ず申請して頂き眞に私達の立派な初代市長を選びましょう

市外に旅行や

滞在する方は

必ず不在者投票を

一、不在者投票は

- (1)勝山市長選挙投票日の十月十五日に職務又は業務のため市外に旅行や滞在をしなければならぬ者
- (2)指定病院（当市の場合には勝山病院のみ）又は監獄や少年院に収容中の者が行います。

二、不在者投票のやり方

- (1)勝山市役所又は各支所へ本人が証明書を持参届出での上直接投票をします。
- (2)滞在中の者は滞在先の選挙管理委員会に届出で投票します。この場合その選挙管理委員会の証明書をお送り願うと初めて投票用紙と封筒を郵送しますから期日中に投票用紙が当市選挙管理委員会に到着するよう御留意下さい。
- (3)指定病院又は監獄や少年院においては夫々その長が不在者投票管理となつて届出でを致しますから、その長に申出で下さい。

三、不在者投票の期日

昭和二十九年九月三十日から十月十四日まで毎日午前八時三十分より午後五時まで勝山市役所及び各支所で行つております。

四、不在者投票の出来ない者

指定病院に入院しておられない病人や負傷人は投票日には投票所まで行かないと投票は出来ません。なお不在者投票は公示の日から投票日の前日まで毎日市選挙管理委員会で行いますから、御不審の点がありましたら御遠慮なく市選挙管理委員会にお問合せ下さい。

勝山市報

勝山市役所

(選挙特集第一号) (昭和29年9月24日)

市長

10月15日

午前7時～
午後6時

選挙 投票日

棄権は市民の恥

義務と責任を果しましよ

投票時刻はサイレン吹鳴

来る十月十五日は歴史的な九ヶ町村が大同閉結によつて誕生した新勝山市の初代市長を選ぶ大事な日であります。

そこで当日の投票時刻は午前七時から午後六時までとなつていますが、吾々市民に与えられた責任と義務を果すためにもこ

の尊い選挙権を放棄することのないよう投票の開始時刻と、投票終了一時間前の午後五時の二回一斉にサイレンを吹鳴して有権者の方々に知らせすることになつていきます。

また近く配布する投票所の入場券にも投票時刻が書かれてい

ますが、市民の皆さんには挙つて投票所へ時間内にお出で下さる様切にお願いいたします。

また投票区の区域と投票所の位置は次の通りですからお知らせします。

投票区

- ◇ 勝山第一投票区
下元祿一区、下元祿二区、上元祿、片瀬
- ◇ 勝山第二投票区
立石、立川、郡、上袋田、下袋田、上後、中後、下後、上長瀬
- ◇ 勝山第三投票区
下長瀬、富田、沢、芳野
- ◇ 勝山第四投票区
上芳野
- ◇ 勝山第五投票区
毛屋、猪野、高島、若猪野、猪野口、西高島
- ◇ 平泉寺投票区
平泉寺、岡横江、赤尾、笹尾、大渡、巖倉、岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、神野、経塚、上野、池ヶ原
- ◇ 村岡投票区
滝波、郡、浄土寺、寺尾、柳神谷、暮見、猿倉、三谷、黒原、五本寺
- ◇ 北谷第一投票区
中尾、北六呂師、河合
- ◇ 北谷第二投票区
木根橋
- ◇ 北谷第三投票区
小原
- ◇ 北谷第四投票区
谷
- ◇ 北谷第五投票区
中野又
- ◇ 北谷第六投票区
杉山
- ◇ 野向第一投票区
龍谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷、牛ヶ谷、北野津又
- ◇ 野向第二投票区
横倉

投票所

- ◇ 荒土投票区
松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野、細野口、北宮地、堀名中清水、伊波、妙金島、松ヶ崎、新保
- ◇ 北郷第一投票区
西妙金島、横倉谷、新町、志比原、森川、東野
- ◇ 北郷第二投票区
伊知地、坂東島、上野、岩屋
- ◇ 鹿谷投票区
保田、西光寺、北西侯、矢戸口、本郷、西湍羽口、東湍羽口、杉俣、志田、発坂
- ◇ 湍羽投票区
下荒井、崎崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島
- ◇ 勝山第一投票所
正等寺
- ◇ 勝山第二投票所
尊光寺
- ◇ 勝山第三投票所
浄願寺
- ◇ 勝山第四投票所
一本松分校
- ◇ 勝山第五投票所
若猪野分校
- ◇ 平泉寺投票所
勝山市平泉寺町赤尾
平泉寺小学校
- ◇ 村岡投票所

投票所

- ◇ 勝山市村岡町郷 村岡支所
- ◇ 北谷第一投票所
勝山市北谷町北六呂師
北六呂師道場
- ◇ 北谷第二投票所
勝山市北谷町木根橋
木根橋道場
- ◇ 北谷第三投票所
勝山市北谷町小原 小原分校
- ◇ 北谷第四投票所
勝山市北谷町谷 谷説教場
- ◇ 北谷第五投票所
勝山市北谷町中野又
中野又分校
- ◇ 北谷第六投票所
勝山市北谷町杉山 杉山分校
- ◇ 野向第一投票所
勝山市野向町龍谷
野向小学校
- ◇ 野向第二投票所
勝山市野向町横倉
横倉小学校
- ◇ 荒土投票所
勝山市荒土町伊波
荒土小学校
- ◇ 北郷第一投票所
勝山市北郷町槍倉谷
北郷小学校
- ◇ 北郷第二投票所
勝山市北郷町伊知地
伊知地分校
- ◇ 鹿谷投票所
勝山市鹿谷町本郷 鹿谷支所
- ◇ 湍羽投票所
勝山市湍羽町大袋
三室小学校